

四季のウォーク 夏「市内ウォークラリー」

スポーツセンターをスタート・ゴールとする羽村市ウォーキングマップ「加美コース」5.4kmを歩きます。5か所のチェックポイントを経由し、ゴールを目指します。羽村の魅力を再発見してみませんか。参加賞もあります。

日時 8月29日(日)午前9時〜11時ごろ
(雨天中止、小雨決行)

集合・受付 午前8時30分〜9時に、スポーツセンター玄関前へ

※事前の申込みは不要です。直接集合場所へお越しください。

対象 小学生以上の方(小学生は16歳以上の方の同伴)

参加費 一人300円(保険料込み)

※小学生は一人200円です。

※当日集金します。

持ち物 携帯電話(持っている方)・雨具・飲み物・保険証の写し・虫よけスプレーなど

※歩きやすい服装・靴でお越しください。

当日連絡先 080-4325-112

95(午前8時〜解散時)

共催 羽村市教育委員会・羽村市体育指導委員協議会

協賛 明治乳業(株)・(有)羽村乳業

問合せ スポーツセンター ☎555-10033

羽村市スポーツ奨励賞表彰

スポーツなどで優秀な成績をあげた方を表彰します。10月10日(日)行う羽村市市民体育祭で褒状および記念品を贈呈します。

表彰対象 市内在住の方、または市内に活動拠点のある団体(高校生以上)に所属し、平成21年9月1日〜22年8月31日の大会で活躍した方

表彰基準 ①高校生・大学生など：関東全域程度の大会・全国大会・国際大会に出場／②団体または高校生・大学生以外：関東全域程度の大会で8位以内入賞・全国大会や国際大会に出場

※自薦・他薦は問いません。

※大会名および入賞したことを確認できるもの(大会のプログラムや表彰状など)が必要です。

※過去に表彰された方は対象外です。

申込み・問合せ 9月1日(水)までに、電話または直接スポーツセンターへ ☎555-10033

成人式スタッフ募集

今年度、新しく成人となる方(平成2年4月2日〜3年4月1日生まれ)で、平成23年1月に行う成人式に出席する方の中から、スタッフを募集します。成人式の企画、当日の司会や受付などの運営の手伝いを行います。仲間同士で参加して、成人式を盛り上げましょう。



▲成人式で司会をするスタッフ

2010 国勢調査

ニュース

NO. 1

5年に1度の国勢調査が10月1日全国一斉に行われます。

国勢調査は、日本で行われている統計調査の中で、最も基本的で大規模な調査です。人口や世帯について調査します。

調査対象 日本に住むすべての人

※統計法により回答が義務付けられています。

調査の流れ

(1) 9月下旬から国勢調査員が、皆さんの自宅へ調査票などの配付に伺います。

(2) 調査回答の提出方法は、次のいずれかを選ぶことができます。

① 郵送提出(切手不要)

② 調査員による回収

③ 市役所へ直接提出

④ インターネットによる回答

(①〜③は封入提出)

※調査関係者には守秘義務があり、調査内容の秘密は保護され、集計後、調査票は適切に処理されます。

※記入内容は、統計作成以外の目的に使われることは絶対にありません。

問合せ 庶務課庶務文書係

今回から、国勢調査に関するニュースを数回に分けてお知らせします



平成23年度採用

羽村市職員募集

■採用予定日 平成23年4月1日■

■募集職種および応募資格■

※次の(1)(2)両方の条件を満たすことが必要です。

◆一般事務職：若干名

□大学卒

(1)昭和56年4月2日～平成元年4月1日に生まれた方／(2)大学を卒業または卒業見込みの方

□短大等卒

(1)昭和60年4月2日～平成3年4月1日に生まれた方／(2)短大などを卒業または卒業見込みの方

□高校卒

(1)昭和63年4月2日～平成5年4月1日に生まれた方／(2)高校を卒業または卒業見込みの方
※応募資格における学歴は、必ず最終学歴(見込みを含む)の区分としてください。

◆一般技術職(土木)：若干名

(1)昭和56年4月2日以降に生まれた方／(2)土木課程を専攻し、修了した方(見込み含む)

■応募資格(共通)■

- 活字印刷文による出題に対応できること
- 地方公務員法第16条の欠格条項(次の①～③)に該当していないこと
- ①成年被後見人または被保佐人(準禁治産者)

(を含む)

②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党そのほかの団体を結成し、またはこれに加入した者

■試験について■

◆一次試験

試験日 9月19日(日)

科目 一般教養・作文、事務適性検査(一般事務職のみ)・専門試験(一般技術職のみ)

結果発表 10月上旬(予定)

◆二次試験

試験日 10月下旬(予定)

科目 集団討議・面接(集団・個人)

結果発表 11月上旬(予定)

◆三次試験

試験日 11月中旬(予定)

科目 最終面接

結果発表 11月下旬(予定)

※試験内容は、変更になることがあります。
※試験会場・集合時間は、受験票と共に追って通知します。

※結果は、受験者全員に郵送でお知らせします。

たま川兄弟 減右衛門・量右衛門、リサちゃん、いくるちゃん キャラクター紹介

たま川兄弟 減右衛門・量右衛門、リサちゃん、いくるちゃんは、羽村市のごみ分別とごみ減量、リサイクルを推進するイメージキャラクターです。



たま川減右衛門
(減量兄弟の兄)

- 太い眉毛がトレードマーク
- ごみの分別や減量の仕方などをよく知っているため、みんなから頼られている



たま川量右衛門
(減量兄弟の弟)

- 何でも知っていて、みんなから頼られているお兄ちゃんが大好き
- ごみのことは勉強中



リサちゃん
(減量兄弟の友達)

- 忙しいお母さんの代わりに、ごみの分別をしたり、ごみを出したりしている
- いくるちゃんに、ごみの分別の仕方を教えている



いくるちゃん
(リサちゃんの妹)

- 好きな食べ物は、納豆
- お姉ちゃんを真似て、ごみ出しを手伝うこともある。分別はまだわからないようで、お姉ちゃんに注意される

問合せ 生活環境課生活環境係

ごみ出しは朝8時まで

朝8時を過ぎてのごみの後出しが増えていきます。ごみを出す場合は、収集日の朝8時までに出してください。朝8時以降に出されたものや、誤った出し方をしたものは収集できません。ごみの種類や収集量、天候、道路状況により、収集経路を変更する場合があります。常に同じ時間には収集できません。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。
問合せ 生活環境課生活環境係

■募集要領および申込書の配付■

8月2日(月)から、市役所3階職員課および市役所各連絡所で配付するほか、市ホームページからダウンロードすることができます。

※募集要領の郵送を希望する方は、A4サイズの手紙の返信用封筒(120円切手貼付、宛先記入)を同封し、封筒表面に「職員採用試験募集要領希望」と記入し、職員課へ送付してください。

■申込方法■

次のいずれかの方法で申し込んでください。

◆電子申請

東京電子自治体共同運営サービスサイトから「羽村市申請・届出ポータル」へアクセスし、画面の指示に従ってすべての必要事項を正しく入力し、期間内に送信してください。期間内に正常に受信したものを有効とします。

申請後、必要書類を送付してください。書類の受理をもって、受付完了となります。

受付期間 8月2日(月)午前10時～9日(月)午前10時

郵送期間 8月17日(火) (必着) まで

◆郵送

必要書類を郵送してください。

受付期間 8月2日(月)～17日(火) (必着)

◆持参

必要書類を持参してください。

受付期間 8月9日(月)～17日(火) (土・日曜日を

除く) 午前8時30分～午後5時

受付場所 市役所3階職員課

◆必要書類

①職員採用試験申込書(正面、上半身、脱帽で平成22年4月以降に撮影した写真2枚(縦5cm×横4cm)を貼付)

②卒業(見込)証明書

③成績証明書

※電子申請で申込みをする方は、写真2枚と

②・③の書類を送付してください。

◆送付先

〒205-18601 (住所記載不要) 羽村市

職員課人事研修係

※応募資格の有無、提出書類の記載に不正があった場合は、採用を取り消すことがあります。

※書類などの郵送に係る事故についての責任は負いません。特定記録郵便または簡易書留などで送付してください。

問合せ

職員課人事研修係

羽村市のために働きませんか?
皆さんの応募をお待ちしています。



▲羽村市役所

多摩川衛生組合からの可燃ごみの受入れ

6月15日(火)、稲城市・狛江市・府中市・国立市の可燃ごみを共同処理している多摩川衛生組合「クリーンセンター多摩川」で、汚水処理室の塩酸配管が損傷し、ごみの焼却処理ができない事態が発生しました。

多摩地域全域の30市町村および7団体の一部事務組合では、このような事態が起きたときを想定して、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱を定めており、この要綱に基づき、「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定」を結び、非常時にはごみ処理の相互支援を行うこととしています。

今回の事故により、多摩川衛生組合はごみ処理の広域支援要請を行い、支援可能な団体については、相互支援の精神のもと、可燃ごみの受入れを表明しました。

西多摩衛生組合にも、多摩川衛生組合の可燃ごみの一部を受入れについて支援要請があり、支援受託について検討した結果、技術的には可能であると判断し、7月1日(木)から2か月間を限度として、日量約100トンの可燃ごみの受入れを実施することにしました。

多摩川衛生組合では、復旧工事を急いで行っており、ごみ処理が可能となった時点で西多摩衛生組合への搬入は中止することとなっています。

西多摩衛生組合は、広域支援の受託にかかわらず、今後とも公害防止対策を図り、法規制値ならびに地元協議会と交わしている公害防止協定を遵守していきます。

問合せ 西多摩衛生組合 ☎ 554-2409

8月10日は

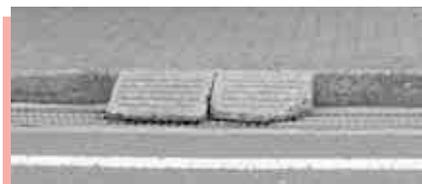
道の日

道路は私たちの生活に欠かすことのできない社会資本です。しかし、あまりにも身近すぎて、その存在自体が見過ごされがちです。そこで、昭和61年に建設省（現国土交通省）は、道路の意義・重要性について関心を持ってもらおうと、8月10日を「道の日」と定めました。

※大正9年8月10日に、日本で最初の道路整備についての長期計画である第1次道路改良計画が策定されました。

みんなが道路を快適に利用できるよう、ルールを守りましょう。

- ◆ 自転車で歩道を走るときは、歩行者に注意してスピードを出し過ぎない
- ◆ のぼり旗、立て看板、置き看板、商品などを道路上に陳列しない
- ◆ 自転車・バイクなどを道路上に放置しない
- ◆ 車乗入れ用のブロックを道路上に置かない
- ◆ 側溝にごみや油などを捨てない
- ◆ 交通の支障となる樹木の枝などを道路にはみ出させない



▲道路上に置いてある車乗入れ用のブロック



▶ 放置自転車の現状

放置自転車によって歩道が大幅に狭くなっています。また、放置された自転車の下には点字ブロックがあり、視覚障害者の通行の妨げとなっています。

道路に日よけ、看板、工事用施設などを設けるときは許可が必要です

道路に日よけ、看板、工事用施設を設けるために道路を継続して使用するときは、道路法に基づく「占用許可」と「占用料の納付」が必要です。

また、看板などを設置する場合は、東京都屋外広告物条例により、許可申請が必要となる場合があります。

道路に置いた物品や看板、道路に出ている樹木の枝などが原因で事故が発生した場合、原因者は責任を問われることがあります。

問合せ ○道路占用 市道：土木課道路公園係、都道：西多摩建設事務所

管理課 ☎0428-222-2517、国道：相武国道事務所管理第一課

☎042-643-2007

○屋外広告物 土木課道路公園係、多摩建築指導事務所管理課 ☎042-548-2029

快適な道路環境をつくるために、狭い道路の整備促進にご協力をお願いします

羽村市内にある幅員が4メートルに満たない道路は、約3万2000メートルに及びます（今後整備が予定されている羽村駅西口土地区画整理事業施行地区を除く）。

この狭い道路は、交差点や角地で見通しを悪くするなどの交通安全面だけでなく、救急車・消防自動車などの緊急車両が通行できないなど、防災面でも問題があります。

狭い道路の整備促進のため、市民の皆さんのご協力をお願いします。

